

第1章 ふじし障害者プランの概要

1. ふじし障害者プランとは

はじめに、この「ふじし障害者プラン」は、障害者基本法に基づく「富士市障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以後「障害者総合支援法」と言います。）に基づく「富士市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「富士市障害児福祉計画」という3つの計画からできています。

「富士市障害者計画」は、障害者施策に関する基本となる事項を定める計画で、国の障害者基本計画と、県のふじのくに障害者しあわせプラン（静岡県障害者計画）を踏まえ、啓発・広報、生活支援、保健・医療、教育・療育、生活環境など、様々な分野にわたる施策の方向性を示すものです。

「富士市障害福祉計画」、「富士市障害児福祉計画」は、障害者計画に盛り込んだ生活支援のために必要な障害福祉サービスの提供体制の確保について具体的な目標を設定するもので、障害者計画の実施計画に当たるものとして策定しました。

富士市障害者計画は5回目、富士市障害福祉計画は7回目、富士市障害児福祉計画は3回目の策定になることから、本計画書ではそれぞれ「第5次富士市障害者計画」、「第7期富士市障害福祉計画」及び「第3期富士市障害児福祉計画」と表現しています。

「第5次富士市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期富士市障害福祉計画」と「第3期富士市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、この3つの計画を「ふじし障害者プラン」と総称するものです。

2. 計画策定の趣旨・背景

(1) 第1次障害者計画の策定まで

富士市は、昭和54、55年の2年間、国から障害者福祉都市推進事業の指定を受け、生活環境改善事業、障害福祉サービス事業、心身障害児早期療育事業を推進し、福祉の風土づくりに努めてきました。

その後、平成4年には、在宅福祉や施設福祉のサービスについて具体的な数値目標を設定した「富士市地域福祉計画」を策定し、総合的な福祉施策の推進を図ってきました。

平成5年には「障害者基本法」が改正され、市町村に障害者計画策定の努力義務が課されることとなり、富士市においても、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年に「第1次富士市障害者計画」を策定し、障害者の自立と社会・経済・文化・スポーツ等あらゆる分野への参加の促進を図ってきました。

(2) 第1次障害者計画から第4次障害者計画の策定

平成16年に障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別の禁止が基本理念に盛り込まれるとともに、市町村における障害者計画の策定が義務づけられました。

平成18年には国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以後「障害者権利条約」と言います。）が採択され、国内でも条約の批准に向けて国内法を整備し、障害者に係る制度の集中的な改革が進められました。

同年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神それぞれの障害ごとに規定されていた福祉サービスの給付を一元化するとともに、就労支援の取組が強化されることとなりました。

平成23年には障害者基本法が改正され、障害者の社会的障壁の定義の考え方の導入により拡大され、社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮がされなければならないとされました。

平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以後「障害者虐待防止法」と言います。）が成立し、障害者への虐待を防止し、権利利益を保護する仕組みが構築されました。これらにより、平成26年に条約は批准されました。

本市では、平成18年に「ふじし障害者プラン」（第2次富士市障害者計画、第1期富士市障害福祉計画）を策定し、共生社会の構築を進めるた

め、保健・福祉・医療・教育・就労・住宅・まちづくり・防災等多岐にわたる施策を体系化し、総合的・横断的な障害者施策の取組を推進しました。このうち、障害福祉計画については、計画期間を3年間とすることから、平成21年3月に、「第2期富士市障害福祉計画」を策定、平成24年には「第3次富士市障害者計画」と「第3期富士市障害福祉計画」を策定、平成27年には第4期富士市障害福祉計画を策定し、継続して福祉サービスの充実に努めてきました。

またその間には、平成25年に、それまでの障害者自立支援法に替わり、障害のある人の社会参加の機会の確保と地域社会における共生、社会的障壁の除去のための支援を総合的、計画的に行うことを基本理念として「障害者総合支援法」が施行されました。

さらに平成28年4月には、すべての人が障害の有無によって分け隔たられることなく、お互いに尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以後「差別解消法」と言います。）が施行されました。

このような障害施策の進展と障害のある人を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成30年度には「第4次富士市障害者計画」と「第5期富士市障害福祉計画」「第1期富士市障害児福祉計画」を策定、令和3年度には「第6期富士市障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定し、様々な分野にわたって障害のある人の日常生活、社会生活を支援するための施策を展開するとともに、障害福祉サービスなどの提供体制の整備、拡充に努めてきました。

（3）第5次障害者計画の策定に向けて

このような障害福祉施策の進展と障害のある人を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、本市の総合的指針である「富士市総合計画」や、地域福祉関連施策の具現化を図るための指針である「富士市地域福祉計画」と連携し、富士市における障害施策の基本方向を示す「第5次富士市障害者計画」を策定するものです。

障害者施策のあゆみ

年度	富士市の施策	県・国・世界の動き
昭和 54・55 年	障害者福祉都市推進事業の指定	
昭和 56 年		国際障害者年
平成 4 年	「富士市地域福祉計画」策定	「障害者対策に関する新長期計画」策定（国）
平成 5 年		「障害者基本法」改正 「静岡県障害者対策行動計画（ふじのくに障害者プラン）」策定（県）
平成 6 年		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築の促進に関する法律」施行
平成 7 年		「障害者プラン」策定（国）
平成 9 年		「ふじのくに障害者プラン」実施計画策定（県）
平成 11 年	「ふじし障害者プラン」策定	
平成 12 年		「社会福祉法」改正 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行
平成 14 年		「障害者基本計画」策定（国） 「身体障害者補助犬法」施行
平成 15 年		支援費制度施行（障害福祉サービスの利用が措置から契約に） 「ふじのくに障害者プラン 21」策定（県）
平成 16 年	「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定	「障害者基本法」改正 「今後の障害保健施策について」（改革のグランドデザイン）策定（国）
平成 17 年	「富士市地域福祉計画」改定	「発達障害者支援法」施行

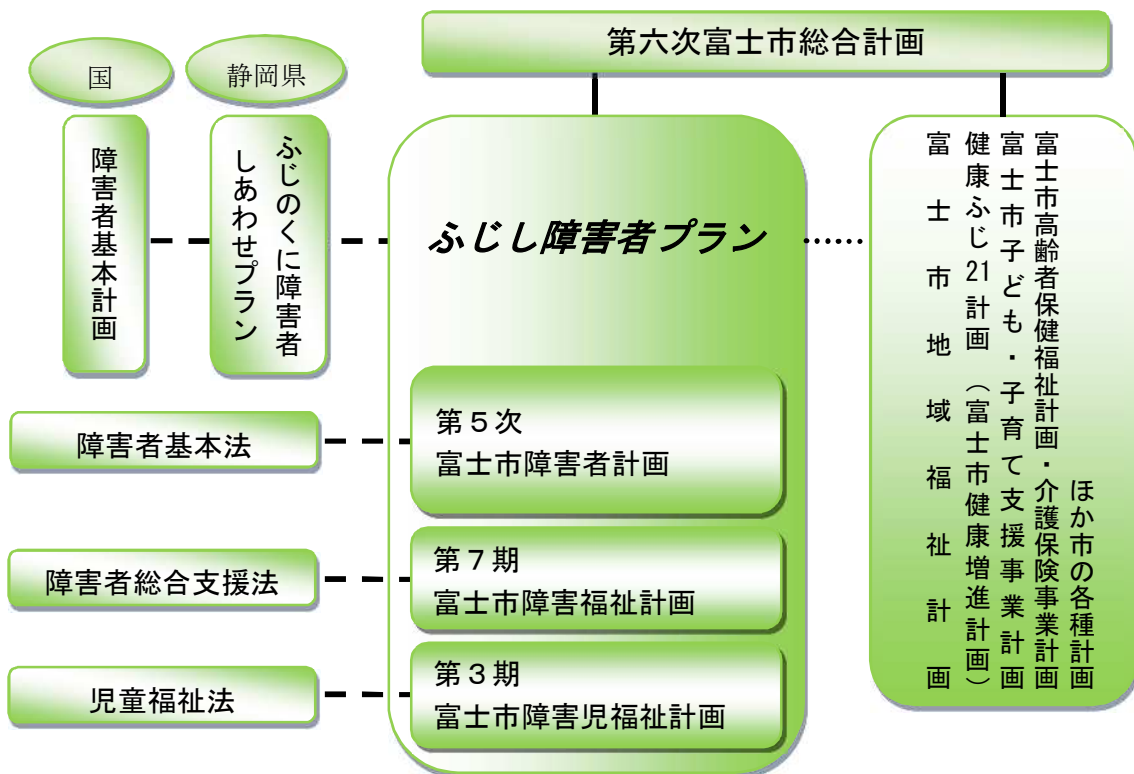
	富士市の施策	県・国・世界の動き
平成18年	「ふじし障害者プラン(第2次富士市障害者計画・第1期富士市障害福祉計画)」策定	「障害者権利条約」が国連で採択 「障害者自立支援法」施行 「教育基本法」改正 「学校教育法」改正 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正
平成19年	「吉原駅・吉原本町駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定	「障害者権利条約」署名 「重点施策実施5か年計画」策定
平成20年	「第2期富士市障害福祉計画」策定	
平成21年		内閣府に「障がい者施策改革推進本部」設置
平成22年	「富士市教育振興基本計画」策定 「富士市地域福祉計画」改定	「障害者制度改革推進のための基本的な方向について(第一次意見・第二次意見)」を公表 「障害者働く幸せ創出センター」開設(県)
平成23年	「ふじし障害者プラン(第3次富士市障害者計画・第3期富士市障害福祉計画)」策定	「障害者基本法」改正
平成24年		「障害者虐待防止法」施行
平成25年	「富士駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定	「障害者総合支援法」施行 「障害者優先調達推進法」施行
平成26年	「第4期富士市障害福祉計画」策定	「障害者権利条約」批准
平成27年	「第4次富士市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定	「生活困窮者自立支援法」施行
平成28年		「障害者差別解消法」施行

	富士市の施策	県・国・世界の動き
平成29年	富士市ユニバーサル就労推進事業開始 「ふじし障害者プラン(第4次富士市障害者計画・第5期富士市障害福祉計画・第1期富士市障害児福祉計画)」策定	
平成30年		「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
令和元年		「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和2年	「第6期富士市障害福祉計画・第2期富士市障害児福祉計画」策定	「障害者雇用促進法」改正 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行
令和3年	「第5次富士市地域福祉計画」策定 「ユニバーサル就労推進基本計画」策定 「富士市成年後見制度利用促進計画」策定	「障害者差別解消法」改正 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和4年	「富士市手話言語条例」施行 「富士市子どもの権利条例」施行 「富士市バリアフリーマスタープラン」策定	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 障害者権利条約に基づく政府報告の審査および障害者権利委員会による総括所見が国連で採択・公表

3. 計画の位置づけ

「富士市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市の障害者施策に関する基本的な事項を定めるものであり、国の「障害者基本計画」と県の「ふじのくに障害者しあわせプラン」を基本とし、本市における障害者の状況などを踏まえたものとします。また、「第六次富士市総合計画」並びに「富士市地域福祉計画」、「ふじパワフル85計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」等、本市の各種計画との整合性の取れたものとします。

「富士市障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に、「富士市障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量を見込み、サービス提供体制の確保に係る目標を定めるものであり、障害者計画に盛り込んだ生活支援のための実施計画に当たります。



4. 計画の期間

本計画のうち、障害者基本法に基づく「第5次富士市障害者計画」の計画期間を、令和6年度を初年度とした令和11年度までの6年間とします。

また、本計画のうち、「第7期富士市障害福祉計画」と「第3期富士市障害児福祉計画」については、障害福祉サービス、障害児通所支援などの提供体制整備のために国が定める基本的な指針に即して、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします。

障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の計画期間

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第5次富士市障害者計画					
第7期富士市障害福祉計画					
		(見直し)	第8期富士市障害福祉計画		
第3期富士市障害児福祉計画					
		(見直し)	第4期富士市障害児福祉計画		

5. 計画策定の経緯

本計画の策定に当たって、本市における障害者の状況を把握し、障害者及びその他の市民の意識調査を行うため、令和4年12月に、富士市に住む障害者手帳を所持する人（1,000人）と、障害者手帳を所持しない人（1,000人）を対象にアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉サービス等の利用量を見込むため、障害者支援施設入所者の地域移行の可能性と、就労支援事業利用者の一般就労の可能性について調査しました。

さらに、障害当事者、関係機関、障害福祉サービス事業者など様々な立場の方と、第4次富士市障害者計画に記載された各施策を所管する関係課職員とでグループワークを行い、本市における障害者を対象とする諸施策と、障害福祉サービスの現状と課題について、多数の意見が出されました。

これらをもとに作成した計画案について、各施策の担当課において施策の内容を確認した後、パブリックコメント制度により事前公表し、幅広く意見、提言を募集しました。